

平成 27 年 9 月 9 日  
消 防 庁**対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集**

消防庁は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成 27 年 9 月 10 日から平成 27 年 10 月 13 日までの間、意見を募集します。

**1 改正内容**

今回の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）の主な改正事項は、以下のとおりです。

- ・ ガスグリドル付こんろに係る離隔距離を別表第 1 に新たに規定する。
- ・ 別表第 2 において離隔距離を規定している IH 調理器について、最大入力値を 5.8kW に引き上げる。

**2 意見募集対象及び意見募集要領**

- 意見募集対象  
対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）
- 意見募集要領の詳細等については、別紙を御覧ください。

**3 意見募集の期限**

平成 27 年 10 月 13 日（火）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

**4 今後の予定**

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令を公布する予定です。



（事務連絡先）  
消防庁予防課 五月女補佐、境  
TEL 03-5253-7523（直通）  
FAX 03-5253-7533

## 意見募集要領

## 1 意見募集対象

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）

## 2 資料入手方法

意見募集対象となる「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」については、電子政府の総合窓口「e-Gov」（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>））に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

## 3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。（御意見等には可能な限り理由を付記してください。）

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。（氏名・連絡先等の個人情報については、御意見等の内容確認の御連絡以外の用途では利用しません。）

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

## (1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：[m3.sakai@soumu.go.jp](mailto:m3.sakai@soumu.go.jp)

消防庁予防課あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

## (2) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5 インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MB の MS-DOS フォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又は  
ジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式  
とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

### （３） F A X を利用する場合

F A X 番号：03-5253-7533

消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

### （４） 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>））の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。

## 4 意見提出期限

平成27年10月13日（火）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

## 5 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口「e-Gov」（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>））に掲載するほか、消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 6 連絡先窓口

消防庁予防課

担 当：境 勝利

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：[m3.sakai@soumu.go.jp](mailto:m3.sakai@soumu.go.jp)

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(案)に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

# 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）について

平成 27 年 9 月  
消 防 庁 予 防 課

## 【改正理由】

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）について、施行後 10 年以上が経過し、当初想定していなかった設備が流通してきたことから、対象火気設備等技術基準検討部会報告書（平成 27 年 3 月、以下「報告書」という。）の内容を踏まえ、当該設備への対応を図るため、改正を行う。

## 【改正内容】

### （1）ガスグリドル付こんろの別表第 1 への追加（別表第 1 関係）

家庭用ガス燃焼機器の JIS 規格に「ガスグリドル付こんろ」が追加され、今後市場に多数流通することが予想されることを踏まえ、当該機器に係る離隔距離（可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離をいう。以下同じ。）について、対象火気省令の別表第 1 に規定することとする。

なお、当該機器に係る離隔距離については、報告書の内容を踏まえ、こんろ及びグリドル付こんろに係る離隔距離と同距離とする。

### （2）別表第 2 における IH 調理器の最大入力値を 5.8kW に引上げ（別表第 2 関係）

入力値が 5.8kW である IH 調理器が主流となってきたことを踏まえ、対象火気省令別表第 2 において離隔距離を規定している IH 調理器について、こんろ部分の全部が IH 調理器である場合に限り、最大入力値を 4.8kW から 5.8kW に引き上げる。

なお、最大入力値が 5.8kW 以下の当該機器に係る離隔距離については、報告書の内容を踏まえ、最大入力値が 4.8kW 以下の当該機器に係る従来の離隔距離と同距離とする。

### （3）その他

別表第 1 及び別表第 2 の一部について、所要の規定の整理を行う。

## 【施行期日】

平成 28 年 4 月 1 日

対象火気省令は各市町村において定める火災予防条例の基準を規定するものであり、省令改正後、施行日までに各市町村において条例改正を行う必要があるため、当該条例改正に必要な期間を勘案したものである。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令  
案 新旧対照表

○ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）  
（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第五条、第二十条関係）		距離 (cm)					備考
対象火気設備等又は対象火気器具等の種別	入	力	上方	側方	前方	後方	
開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

別表第一（第五条、第二十条関係）		距離 (cm)					備考
対象火気設備等又は対象火気器具等の種別	入	力	上方	側方	前方	後方	
開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

注：浴槽との距離は0cmとするが、成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。

の	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふる用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下	—	15	15	15
	内がま	21kW以下	ふる用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下	—	—	60	—
の	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふる用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下	—	15	60	15
	内がま	21kW以下	ふる用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下	—	15	60	—

半密閉式  
不燃以外

注1：浴槽との距離は0cmとするが、成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。

の	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふる用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下	—	15	15	15
	内がま	21kW以下	ふる用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下	—	—	60	—
の	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふる用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下	—	15	60	15
	内がま	21kW以下	ふる用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下	—	15	60	—

半密閉式  
不燃以外



液体 燃 料	不燃以外	浴室外 設置	バーナー 取り出し 口のある もの	21kW 以下	ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	4.5	—	4.5
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—		
			内がま	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	2 注	—	2	
密閉式	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—			
			—	—	—	—			
屋外用	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	30	4.5	—	4.5			
			—	—	—	—			
液体 燃 料	不燃以外	浴室外 設置	バーナー 取り出し 口のある もの	39kW以下	—	60	15	15	15
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—	
不燃	—	—	—	39kW以下	—	50	5	—	5
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—	
上記に分類されないもの		—		—	60	15	60	15	

液体 燃 料	不燃以外	浴室外 設置	バーナー 取り出し 口のある もの	21kW 以下	ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	4.5	—	4.5
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—		
			内がま	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	2 注1	—	2	
密閉式	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—			
			—	—	—	—			
屋外用	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	30	4.5	—	4.5			
			—	—	—	—			
液体 燃 料	不燃以外	浴室外 設置	バーナー 取り出し 口のある もの	39kW以下	—	60	15	15	15
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—	
不燃	—	—	—	39kW以下	—	50	5	—	5
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—	
上記に分類されないもの		—		—	60	15	60	15	

燃 料	機 種	強 制 対 流 型	パ ー ナ ー が 隠 れ っ て い る	不 燃 以 外 ・ 不 燃 密 閉 式	温 風 前 方 向 に 吹 き 出 す も の		19kW以下	4.5	4.5	60	15	15		
					温 風 を 全 周 方 向 に 吹 き 出 す も の									
					強 制 対 流 型	強 制 排 気 型								
					密 閉 式	密 閉 式								
気 体 燃 料	温 風 暖 房 機	強 制 対 流 型	パ ー ナ ー が 隠 れ っ て い る	不 燃 以 外	温 風 を 全 周 方 向 に 吹 き 出 す も の	26kWを超え70kW以下	100	15	150	100	15	15		
					温 風 を 前 方 向 に 吹 き 出 す も の	26kW以下	100	15	150	100	15			
					強 制 排 気 型	26kW以下	60	10	100	60	10			
					密 閉 式	26kW以下	60	10	100	60	10			
					密 閉 式	70kW以下	80	5	—	—	5			
					密 閉 式	26kW以下	80	150	—	—	150			
		液 体 燃 料	温 風 暖 房 機	強 制 対 流 型	パ ー ナ ー が 隠 れ っ て い る	不 燃	温 風 を 全 周 方 向 に 吹 き 出 す も の	26kW以下	50	5	—	—	5	5
							強 制 排 気 型	26kW以下	50	5	—	—	5	
							密 閉 式	26kW以下	50	5	—	—	5	
							密 閉 式	26kW以下	50	5	—	—	5	
							密 閉 式	26kW以下	50	5	—	—	5	
							密 閉 式	26kW以下	50	5	—	—	5	
注1： 風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2： グラウト接続以外の場合にあつては100cmとする。 注：機器本体上方の														

燃 料	機 種	強 制 対 流 型	パ ー ナ ー が 隠 れ っ て い る	不 燃 以 外 ・ 不 燃 密 閉 式	温 風 前 方 向 に 吹 き 出 す も の		19kW以下	4.5	4.5	60	15	15		
					温 風 を 全 周 方 向 に 吹 き 出 す も の									
					強 制 対 流 型	強 制 排 気 型								
					密 閉 式	密 閉 式								
気 体 燃 料	温 風 暖 房 機	強 制 対 流 型	パ ー ナ ー が 隠 れ っ て い る	不 燃 以 外	温 風 を 全 周 方 向 に 吹 き 出 す も の	26kWを超え70kW以下	100	15	150	100	15	15		
					温 風 を 前 方 向 に 吹 き 出 す も の	26kW以下	100	15	150	100	15			
					強 制 排 気 型	26kW以下	60	10	100	60	10			
					密 閉 式	26kW以下	60	10	100	60	10			
					密 閉 式	70kW以下	80	5	—	—	5			
					密 閉 式	26kW以下	80	150	—	—	150			
		液 体 燃 料	温 風 暖 房 機	強 制 対 流 型	パ ー ナ ー が 隠 れ っ て い る	不 燃	温 風 を 全 周 方 向 に 吹 き 出 す も の	26kW以下	50	5	—	—	5	5
							強 制 排 気 型	26kW以下	50	5	—	—	5	
							密 閉 式	26kW以下	50	5	—	—	5	
							密 閉 式	26kW以下	50	5	—	—	5	
							密 閉 式	26kW以下	50	5	—	—	5	
							密 閉 式	26kW以下	50	5	—	—	5	
注2： 風道を使用するものにあつては15cmとする。 注3： グラウト接続以外の場														





液体燃料	不燃以外	12kWを超え70kW以下					上記に分類されないもの
		12kW以下	40	15	15	15	
		12kWを超え70kW以下	50	5	—	4.5	
不燃	半密閉式 開放式	12kW以下	20	1.5	—	1.5	上記に分類されないもの
		12kWを超え70kW以下	20	1.5	—	1.5	
不燃以外	半密閉式 開放式	23kW以下	120	45	150	45	上記に分類されないもの
		23kWを超える	120	30	100	30	
不燃以外	半密閉式 開放式	7kW以下	30	60	100	4.5	上記に分類されないもの
		19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	
不燃以外	半密閉式 開放式	7kW以下	15	15	80	4.5	上記に分類されないもの
		19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	
不燃	半密閉式 開放式	7kW以下	15	15	80	4.5	上記に分類されないもの
		19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	
不燃以外	半密閉式 開放式	7kW以下	15	15	80	4.5	上記に分類されないもの
		19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	

注：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。

液体燃料	不燃以外	12kWを超え70kW以下					上記に分類されないもの
		12kW以下	40	15	15	15	
		12kWを超え70kW以下	50	5	—	4.5	
不燃	半密閉式 開放式	12kW以下	20	1.5	—	1.5	上記に分類されないもの
		12kWを超え70kW以下	20	1.5	—	1.5	
不燃以外	半密閉式 開放式	23kW以下	120	45	150	45	上記に分類されないもの
		23kWを超える	120	30	100	30	
不燃以外	半密閉式 開放式	7kW以下	30	60	100	4.5	上記に分類されないもの
		19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	
不燃以外	半密閉式 開放式	7kW以下	15	15	80	4.5	上記に分類されないもの
		19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	
不燃	半密閉式 開放式	7kW以下	15	15	80	4.5	上記に分類されないもの
		19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	
不燃以外	半密閉式 開放式	7kW以下	15	15	80	4.5	上記に分類されないもの
		19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	

注5：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。

料	燃 不燃	半密閉式	自然対流型	周から熱を放散するもの 機器の上 方又は前 方に熱を 放散する もの	39kW以下	120	100	—	100	100	100	100											
													上記に分類されないもの										
													燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃
乾 燥 設 備	燃 不燃	開放式	衣類乾燥機	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	4.5	4.5	4.5											
													内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50							
	燃 不燃	開放式	衣類乾燥機	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	4.5	4.5	4.5											
													内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30							
	燃 不燃	常圧貯蔵型	フートを付ける場合	フートを付ける場合	フートを付ける場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5											
													フートを付けない場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5					
	燃 不燃	開放式	瞬間型	フートを付ける場合	フートを付ける場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5											
													フートを付けない場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5					
	燃 不燃	半密閉式				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5											

料	燃 不燃	半密閉式	自然対流型	周から熱を放散するもの 機器の上 方又は前 方に熱を 放散する もの	39kW以下	120	100	—	100	100	100	100											
													上記に分類されないもの										
													燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃	燃 不燃
乾 燥 設 備	燃 不燃	開放式	衣類乾燥機	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	4.5	4.5	4.5											
													内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50							
	燃 不燃	開放式	衣類乾燥機	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	4.5	4.5	4.5											
													内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30							
	燃 不燃	常圧貯蔵型	フートを付ける場合	フートを付ける場合	フートを付ける場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5											
													フートを付けない場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5					
	燃 不燃	開放式	瞬間型	フートを付ける場合	フートを付ける場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5											
													フートを付けない場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5					
	燃 不燃	半密閉式				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5											

簡易湯沸設備		簡易湯沸設備						
燃料	液体 不燃	常圧貯蔵型						
		密閉式	瞬間型					
燃料	液体 不燃	屋外用						
		フードを 付ける場 合	フードを 付けない 場合					
気体燃料	常圧貯蔵型	密閉式	調理台型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			壁掛け型、据置型	12kW以下	—	0	—	0
		瞬間型	フードを 付ける場 合	12kW以下	60	15	15	15
			フードを 付けない 場合	12kW以下	15	15	15	15
		常圧貯蔵型	フードを 付ける場 合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを 付けない 場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
	開放式	瞬間型	フードを 付ける場 合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを 付けない 場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
		半密閉式	調理台型	12kW以下	—	4.5	—	4.5
			壁掛け型、据置型	12kW以下	—	0	—	0
		密閉式	調理台型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
			壁掛け型、据置型	12kW以下	—	0	—	0
液体燃料	不燃	フードを 付ける場 合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
		フードを 付けない 場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	
常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	15		

簡易湯沸設備		簡易湯沸設備						
燃料	液体 不燃	常圧貯蔵型						
		密閉式	瞬間型					
燃料	液体 不燃	屋外用						
		フードを 付ける場 合	フードを 付けない 場合					
気体燃料	常圧貯蔵型	密閉式	調理台型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			壁掛け型、据置型	12kW以下	—	0	—	0
		瞬間型	フードを 付ける場 合	12kW以下	60	15	15	15
			フードを 付けない 場合	12kW以下	15	15	15	15
		常圧貯蔵型	フードを 付ける場 合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを 付けない 場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
	開放式	瞬間型	フードを 付ける場 合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを 付けない 場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
		半密閉式	調理台型	12kW以下	—	4.5	—	4.5
			壁掛け型、据置型	12kW以下	—	0	—	0
		密閉式	調理台型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
			壁掛け型、据置型	12kW以下	—	0	—	0
液体燃料	不燃	フードを 付ける場 合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
		フードを 付けない 場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	
常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	15		













電気天火	不燃 以外		2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。
				10	4.5 注	4.5 注	4.5 注		
電子レンジ	不燃 以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。
				10	4.5 注	4.5 注	4.5 注		
電気ストーブ (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	不燃 以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	100	30	100	100	4.5	
				100	100	100	100		
				100	4.5	4.5	4.5		
				80	15	—	4.5		
				80	80	—	80		
				80	0	—	0		
電気乾燥器	不燃 以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		

側方又は後方の距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。

電気天火	不燃 以外		2kW以下	10	4.5 注4	4.5 注4	4.5 注4	4.5 注4	注4：排気口面にあつては10cmとする。
				10	4.5 注4	4.5 注4	4.5 注4		
電子レンジ	不燃 以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注4	4.5 注4	4.5 注4	4.5 注4	注4：排気口面にあつては10cmとする。
				10	4.5 注4	4.5 注4	4.5 注4		
電気ストーブ (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	不燃 以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	100	30	100	100	4.5	
				100	100	100	100		
				100	4.5	4.5	4.5		
				80	15	—	4.5		
				80	80	—	80		
				80	0	—	0		
電気乾燥器	不燃 以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		

電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離（発熱体の外周からの距離）を示す。

電気温水器	不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
電気乾燥機	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	—	0	

備考1 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

2 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

電気温水器	不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	注5：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注6：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
電気乾燥機	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注5	0 注6	— 注6	0 注6	注6：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	—	0	

備考1 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

2 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。